

	消 防 機 関			原 子 力 事 業 者			
	質 問	回 答		質 問	回 答		
I 1 1 9 番 通 報	通 対 報 応 内 容 等 ・ 通 報 業 所 の 工 夫	1-1)火災等が発生した場合の事業所の通報に関する対応要領及び通報内容等を把握していますか。また、119番通報にあたり、事業所はどのような対応が必要と考えますか。具体的に記入して下さい。	把握している 把握していない	13 0 ・事業者によっては、関係部署からの間接通報となり、正確な情報収集ができない。また、発災からの通報に時間を要している。 ・消防活動に必要な情報を正確に通報してほしい。 ・迅速・的確な通報のためには、事前にマニュアル等による取り決めが必要。 ・事業者では「火災発生時消防署通報メモ」を、消防本部では「覚知専用用紙」を設け、通報と受信の手順が一致するようにしている。	1-1)火災等が発生した場合の消防機関への通報に関する対応要領及び通報内容等を定めていますか。定めている場合にはその内容を、定めていない場合にはその理由を具体的に記載して下さい。 1-2)119番通報を迅速・確実に行うため何か工夫されていることがありますか。ある場合には、その内容を具体的に記入して下さい。	定めている 定めていない 工夫あり 工夫なし	16 0 ・「火災発生時の連絡表」に基づき通報し、第1報で不明な部分は、2報、3報で通報することとしている。 ・トラブルの事象別、発生時間帯別に連絡先、経路、様式等を定めている。 ・火災報知設備作動時の連絡、火災発生時の通報内容を定めている。 ・勤務時間内は、防火管理者が、勤務時間外は連絡責任者等が通報する。 16 0 ・「火災連絡票」に基づき確実に行うとともに、再確認のため「火災連絡票」をFAXで送信する。 ・現場に通報を迅速・確実に行うための表示をするとともに、通報手順を配布し社員等に意識付けをしている。 ・火災発見者から当直長へ連絡できない場合は、火災発見者が直接通報する。 ・休日・夜間等の通報を確実に行うため通報連絡当番を指名している。
	事 業 所 の 体 制 等	1-1)先着消防隊の指揮者等への情報伝達、助言及び発生現場までの誘導等を行う事業所の体制等を把握していますか。また、先着消防隊への情報伝達・現場誘導等にあたり、事業所は、どのような体制、対応等が必要と考えますか。具体的に記入して下さい。	把握している 把握していない	13 0 ・現場誘導時に正確な情報伝達ができないため、施設担当者に誘導・助言してほしい。 ・現場の状況を把握した者が、情報伝達等に当たるとともに、「情報連絡用紙」を活用した情報提供の体制が必要。 ・事前の綿密な打ち合わせと、特に人員の少なくなる夜間・休日等の対応について、絵に描いた餅にならないようなマニュアルの策定が必要。	1-1)先着消防隊の指揮者等への情報伝達、助言及び発生現場までの誘導等を行うための体制及び対応要領等を定めていますか。定めている場合にはその内容を、定めていない場合にはその理由を具体的に記載して下さい。	定めている 定めていない	16 0 ・火災現場には、現場責任者を派遣する。また先着消防隊への情報連絡要員を火災現場進入口に派遣し、現場までの誘導は自衛消防隊員が行う。 ・消防計画等において、消防機関の必要とする情報の提供、構内誘導、放射線防護に係る助成を行うための体制・対応者を定めている。 ・火災現場への誘導体制については、正門にて出入管理所に向かうようお願いし、出入管理所より火災現場付近までは火災現場責任者等(警備長等)が案内する。発電所建屋内火災の場合は、建屋入口より火災現場付近まで誘導者が案内する。
II 消 防 隊 へ の 情 報 伝 達	協 力 体 制 ・ 役 割 等	2-1)消防機関が現場指揮本部を設置した場合の事業所の協力体制・役割等を把握していますか。また、事業所はどのような協力体制・役割等が必要と考えますか。具体的に記入して下さい。	把握している 把握していない	12 1 ・事業者側現場責任者が常駐し、情報提供を行うこととなっているが、消防活動に必要な情報、図面等の提出及び助言等の対応について十分といえない。 ・現場指揮本部に常時(情報確認のため不在になる場合が多い)助言の出来る施設関係者を配置する。 ・施設及び被ばく防止に熟知した者を配置できるよう事前に取り決めが必要。	2-1)消防機関が現場指揮本部を設置した場合の協力体制、役割等について定めていますか。定めている場合にはその内容を、定めていない場合にはその理由を具体的に記載して下さい。	定めている 定めていない	16 0 ・現場指揮本部構成員として、放射線管理等に関する専門的知識を有した者を派遣する等を協定書に明記、なお、具体的な役割は定めていない。 ・消防が現場指揮本部を設置した場合は、解散まで火災現場責任者(警備長)が常駐し、現場情報を入手の都度伝える等、消防職員へ協力する旨定めている。(火災発生時の初動対応手引き) ・火災対策副本部長及び自衛消防隊長現場指揮本部において活動方針の協議に参画し、消防機関の指揮者に情報伝達するとともに消火活動の支援を行う。
	指 揮 業 本 部 の 策 相 本 互 部 協 ・ 消 防 現 場	3-1)事業者対策本部及び消防現場指揮本部の双方が設置された場合の相互協力体制等について、定めていますか。定めている場合にはその内容を、定めていない場合にはその理由を具体的に記載して下さい。	定めている 定めていない	10 3 ・情報提供、消防活動への協力及び消防現場指揮本部の構成員として、消防活動に助言できる者の参加 ・行政用現地情報共有室(※)の設置 ※消防機関と原子力事業者等(立地県、市、警察署、原子力保安検査官事務所などを含む)の関係機関が情報共有するために、必要に応じ設置するもの。	3-1)事業者対策本部及び消防現場指揮本部の双方が設置された場合の相互協力体制等について、定めていますか。定めている場合にはその内容を、定めていない場合にはその理由を具体的に記載して下さい。	定めている 定めていない	16 0 ・現場責任者が自衛消防隊本部との連絡調整や消防現場指揮本部との連絡調整にあたるほか、必要に応じ自衛消防隊各班の要員を消防現場指揮本部に派遣する。 ・消防現場指揮本部が設置された場合、所長は消防現場指揮本部構成員として所側の責任者を任命し派遣する。消防機関の指揮者に情報を提供するとともに必要な助言を提供する等消防活動に協力する。 ・発電所対策本部の近傍会議室を消防現場指揮本部として提供すること及び要員を派遣し、必要な助言と情報を消防現場指揮本部へ連絡する体制としている。 ・相互に協力することは、協定に明記しているが、具体的な内容は定めていない。

		消 防 機 関			原 子 力 事 業 者		
		質 問	回 答		質 問	回 答	
		3-2)事業者対策本部及び消防現場指揮本部を設置した場合の協力体制等について、望ましい対応はどのようなものと考えますか。	必要 必要なし	12 1 ・協定に定めるとおりの円滑な対応。 ・双方本部の情報共有及び連絡体制の確立 ・双方信頼の上立った定期協議等の日頃の交流が、人的、物的に被害を最小限に抑える。 ・消防現場指揮本部と事業者対策本部を合同で設置することが望ましい。			
Ⅲ 役 割 分 担	措 業 置 所 対 火 応 災 急 等 応 急				1-1)火災等の応急措置(消火、延焼防止など)を講ずるための対応要領等を定めていますか具体的に記載してください。	定めている 定めていない	16 0 ・消防計画等において、可能な範囲の初期消火・延焼防止・負傷者の救出・除染・汚染の拡大防止・避難誘導・立ち入り禁止措置・現場周辺の放射線量率の測定・その他の放射線防護措置を定めている。 ・初動対応マニュアルの中に、火災警報発信及び火災発生時の初動対応に係る手順について、平日昼・夜間、土・日・祝祭日ごとに定めるとともに、「火災発生時消火活動等運用例」や「火災発生時の消火対応フロー図」等を用い、わかり易くしている。
	消 防 活 動 時 に お け る 事 業 者 と 消 防 機 関 の 役 割 分 担	2-1)消防活動における事業者と消防機関の役割分担を定めていますか。定めている場合はその内容を、定めていない場合にはその理由を具体的に記載してください。	定めている 定めていない	10 3 ・消防機関は、消火、救急、救助活動を実施。事業者は、応急措置としての消火、延焼の防止、汚染拡大防止、放射線量率の測定等の報告を行う。 ・被ばく者の救出・救護は原則として事業者が対応し、除染後安全な場所で引き渡しを受ける。	2-1)消防活動における事業者と消防機関の役割分担を定めていますか。定めている場合はその内容を、定めていない場合にはその理由を具体的に記載してください。	定めている 定めていない	14 2 ・消防機関が行う消防活動を支援する観点から、自衛消防隊による消防作業及び放射線管理要員による放射線防護対策等の活動について手順書に明記している。 ・消防計画等において、管理区域等における消防活動に関する情報提供、自衛消防活動の報告、詳細図面の提供及び助言等を定めている。 ・消防隊到着までは当体制において消防活動を実施し、消防到着後はその指示に従う旨定めている。(初動対応手引き) ・管理区域内に負傷者が発生した場合、当社社員により管理区域境界まで運搬および除染措置等を実施した後、救急隊員に引き渡す旨定めている。(救急対策手引き)
	消 防 機 関 の 役 割 分 担	2-2)消防活動における事業者と消防機関の役割分担について、どのようなものが必要と考えますか。	-	- ・放射線測定、汚染検査等は事業者の役割と考えるが、他の活動については、役割を決めず相互に協力して対応すべき。 ・消防隊到着までの間に自衛消防隊による消火等は十分可能であると考え、事業者側の被害想定が小さく、特に火災に対しての認識が不十分である。 ・事業者は原子力事業者防災業務計画(原災法第7条)の役割分担で活動しており、消防機関との協力体制に疑問がある。	2-2)消防活動における事業者と消防機関の役割分担について、どのようなものが必要と考えますか具体的に記載して下さい。	-	-

	消 防 機 関				原 子 力 事 業 者				
	質 問	回 答		質 問	回 答		質 問	回 答	
IV 放射線防護対策	事業所における火災時の体制	1-1)火災時に管理区域又はその付近で活動する場合の事業所の体制等を把握していますか。また、管理区域内で活動を行う場合、事業所はどのような体制等が必要と考えますか。	把握している	13 0	1-1)現場付近の空間線量率等の情報が先着消防隊にはスムーズに提供されないことがあるため、結果的に必要以上の防護対策や情報確認のための時間が必要となり、外部からはタイムロスを受け取られがちである。 ・放射線防護を第一義とし、事業者職員が同行し、放射線防護に関する助言、除染等を行うことができる体制が必要。	1-1)管理区域等から火災が発生した場合において、消防隊員に対する情報提供及び助言等を行う体制は定めていますか。定めている場合にはその内容を、定めていない場合には、その理由を具体的に記入して下さい。	定めている	16 0	・消防現場指揮本部へ構成員を派遣するとともに、消火方法に関する情報提供を行うこととしている。 ・専門的知識を有する放射線管理要員が、消防隊員に同行するとともに、放射線防護に関する助言を行う。 ・消防現場指揮本部への派遣要員が、状況説明及び放射線測定結果等の説明を行う。また、夜間・休日については、当直員が空間線量率を測定し、消防隊に説明する。
	汚染検査・除染要員の資機材の	2-1)消防機関の隊員及び資機材の汚染検査、除染等について、事業者と消防機関で定めていますか。定めている場合にはその内容を、定めていない場合には、その理由を具体的に記入して下さい。	定めている	12 1	・協定書で定めており、活動終了後、放射線管理要員による隊員、資機材の除染を実施し、汚染により事業所から持ち出せない物の除染は、事業所の設備で行い、除染不能な物は事業者が処分するとともに補填する。 ・活動した隊員の被ばく検査は事業者に依頼。なお、資機材の除染資機材は消防本部にも配備してあるので、協力して実施する。	2-1)消防機関の隊員及び資機材の汚染検査、除染等について、事業者と消防機関で定めていますか。定めている場合にはその内容を、定めていない場合には、その理由を具体的に記入して下さい。	定めている	16 0	・消防計画等において、消防及び資機材にかかる汚染検査・除染の管理体制、要員、手順を定めている。隊員の被ばく線量測定結果は別途通知する。 ・汚染のおそれのある資機材については、消防の立会のもと当社が汚染検査を行う。また、汚染された資機材等については当社が除染を行い、除染不可能な物については当社が処分するとともに補充。
V 資機材	消防機関の資機材整備活動	1-1)消防機関は事業者の消防活動(放射線防護対策を含む。)に必要な資機材の整備状況を把握していますか。	把握している	12 1	—	1-1)事業者は消防活動(放射線防護対策を含む。)に必要な資機材を整備していますか。	整備している	16 0	—
	貸出資機材	2-1)火災等が発生した場合、消防機関貸出用の資機材を事業者が備えていますか。備えている場合、その性能、使用方法等を理解していますか。理解していない場合にはどのような対策が必要と考えますか。	有・理解している	12 1	・貸出資機材については、把握しているが、性能、使用方法等を理解していない。対策として、毎年原子力事業所と合同の資機材取扱訓練を実施する。	1-2)整備している場合、どのような資機材を整備していますか。	—	—	・化学消防車、水槽付消防車、可搬式消防ポンプ。 ・空気呼吸器一式、電子式線量計、防護服一式。 ・消防用機器(高発砲器、ホース、ノズル等)個人用装備(防火衣、耐熱服、空気呼吸器等)その他(屋内消火栓、屋外消火栓、防火水槽等)を整備。
	貸出資機材の整備	2-2)貸出用として事業者が備える資機材はどのようなものが必要と考えますか。	有・理解していない	12 0	備え無し	2-1)消防機関貸出用の資機材を備えていますか。備えていない場合、その理由は何ですか。	備えている	16 0	—
	貸出資機材の整備	2-2)貸出用として事業者が備える資機材はどのようなものが必要と考えますか。	—	—	・事業者側で、必要最低限の消防機関貸出用資機材の整備と、構内の消防専用の原子力防災倉庫に保管することにより、消防隊の迅速化を図る。 ・屋内進入した消防隊との通信網も不十分であり、混信を避けるため消防専用の通信網を確保する必要がある。	2-2)備えている資機材の使用等方法について消防機関は理解していると考えていますか。理解していないと考える場合にはその理由と対策を具体的に記載して下さい。	理解している	16 0	—

	消 防 機 関				原 子 力 事 業 者			
	質 問	回 答			質 問	回 答		
VI 協議	に・通報・関与・資機材等 1-1)上記IからVまでを定める時に、事業者と消防機関で協議して決めましたか。	全て協議した 一部協議した 協議していない	10 3 0	-	1-1)上記IからVまでを定める時に、事業者と消防機関で協議して決めましたか。	全て協議した 一部協議した 協議していない	14 2 0	-
VII 事前調査等	1-1)消防活動等に必要な情報及び資料等の提供を事前に事業所等から入手していますか。入手している場合には、入手している資料等及びどのような機会に入手しているかを、入手していない場合にはその理由を具体的に記載して下さい。	入手している 入手していない	11 2	・施設の新築完成時のみ入手した。	1-1)消防活動等に必要な情報及び資料等の提供は行っていますか。行っている場合には、その提供している資料等及びどのような機会に行っているかを、行っていない場合にはその理由を具体的に記載して下さい。	提供している 提供していない	16 0	・発電所構内施設一覧の他、構内施設の配置図。また、発電所本館については、内部構造がわかる平面図に放射線量率を記載し、線量率が変更される都度、図面の差替えを行っている。 ・年2回行う消防機関との情報連絡会開催時に情報提供を行うほか、プレス内容等を随時情報提供している。 ・消防機関の要請により、現地本部位置図面、また放射線知識説明会を実施。 ・消防訓練、立入検査、施設検査等の機会を通じて、発電所施設および消火活動に必要な知識等に関する意見交換を行っている。
	1-2)消防活動等に関する事前資料として、どのような資料等の入手が必要と考えますか	-	-	・構内配置図、管理区域建屋のレベル区域図、安全区画、負圧管理、給排気設備、消防水利図、禁水等消防活動上支障がある部分を明示した図面等。				
	1-3)原子力事業所に対する警防計画(活動計画等)は作成していますか。作成している場合には、その内容等を、作成していない場合には、その理由を記載して下さい。	作成している 作成していない	12 1	・事業者の施設が多いために、詳細にできていない。 ・警防指針的な内容				
VIII 訓練	1-1)消防機関と事業者との合同消防訓練について、その概要、頻度及び問題点を具体的に記載してください。	-	-	・総合訓練について、概ね1~2回/年の頻度で実施している。 ・通報、消火、避難、資機材取り扱い等の部分訓練をそれぞれの実情に応じて実施。 ・消防機関と事業者との合同訓練をしていない。 ・これまでの訓練は、国、県主導の原子力災害を対象とした訓練であり、火災災害を想定した訓練はなおざりにされていた。	1-1)消防機関と事業者との合同消防訓練について、その概要、頻度及び問題点を具体的に記載してください。	-	-	・総合訓練について、概ね1~2回/年の頻度で実施している。 ・管理区域における火災発生を想定した合同訓練、通報連絡、初期消火、消防隊員の誘導、負傷者搬送訓練等を実施。訓練の計画段階で消防機関と打ち合わせを行い、実施内容を決定している。 ・通報連絡訓練、消防車等の火災現場誘導、消防現場指揮本部設置、自衛消防隊消火、火災現場責任者の対応、放射線管理区域入退域訓練等を実施。 ・通報、消火、避難、資機材取り扱い等の部分訓練をそれぞれの実情に応じて実施。
	1-2)消防機関と事業者との合同消防訓練について、どのような訓練が必要と考えていますか。	-	-	・消防隊は、管理区域内での発生を想定した火災、救急、その他の事故対応訓練。事業者においては、被害発生から通報までの正確な情報伝達訓練及び現場周辺の放射線量の測定、放射線防護措置や拡大防止訓練等。 ・シナリオを作成した訓練でなく、想定を付与した訓練。 ・管理区域及び構造が複雑な建物を対象とした総合訓練を年1回以上実施する必要がある。また、マニュアル等がある場合には、これにそった対応ができるか否かの訓練が必要。 ・最悪を想定した訓練も必要。				

	消 防 機 関				原 子 力 事 業 者			
	質 問	回 答			質 問	回 答		
IX 査 査 査 査 (立 入 入 査 査)	1-1)査察(立入検査)の実施にあたり、その頻度及び問題点について具体的に記載してください。	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・頻度:1~2回/年、1回/3年、20回/年 ・高レベル区域への立入りは被ばくの恐れもあり困難である。(目視検査及び消防用設備等点検結果報告書による確認) ・立ち入るには難しい場所があり、スムーズに区画内を検査できない。関係者と方策について検討中。 ・発電所施設の定期点検等に併せて行うため、査察範囲は限定的である。 				
X 定 期 協 議	1-1)事業者と消防機関は、消防活動の実効性を高めるために、定例的に連絡、協議等を行っていますか。行っている場合は、その内容と回数及び問題点を、行っていない場合にはその理由を具体的に記載してください。	行っている 行っていない	9 4	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に時間がとれない。 ・消防訓練後の反省会とあわせ、年2回程度協議をしているが、協力会社の従業員の方が多い。 ・検討事項が生じた都度行っているが、今後は定期的な開催も必要。 	1-1)事業者と消防機関は、消防活動の実効性を高めるために、定例的に連絡、協議等を行っていますか。行っている場合は、その内容と回数及び問題点を、行っていない場合にはその理由を具体的に記載してください。	行っている 行っていない	14 2	<ul style="list-style-type: none"> ・頻度:必要の都度、訓練時、1回/年、2回/年等 ・情報連絡会を開催している。内容は年間の消防計画やその実施結果の報告と確認、訓練の内容に関する事項や、事業者及び消防機関それぞれの情報交換を実施している。 ・発電所定期検査の開始前に検査概要の説明等を行っている。また、定期検査中に消防機関による立入検査を受け、その際に意見交換を行っている。 ・必要の都度協議を行うとともに、放射線に関する情報交換、訓練打ち合わせ等を随時実施している。 ・消防機関から講師を招いての防火講演会。
XI 消 防 機 関 と 事 業 所 と の 協 定 其 他	1-1)消防活動に関する消防機関と事業者との協定はありますか。	協定あり 協定なし	10 3	-	1-1)消防活動に関する消防機関と事業者との協定はありますか。	協定あり 協定なし	12 4	-
	1-2)協定がある場合、定めている事項を具体的に記載してください。	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、用語の定義、消防活動の範囲、消火・救助活動等の第一義的責務、通報事項、消防隊等への報告事項、事業所による応急処置、消防活動の相互協力、現場指揮本部への参加、放射線防護対策、資機材の整備等、消防訓練、消防業務に対する協力、定期協議等。 	1-2)協定がある場合、定めている事項を具体的に記載してください。	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、用語の定義、消防活動の範囲、消火・救助活動等の第一義的責務、通報事項、消防隊等への報告事項、事業所による応急処置、消防活動の相互協力、現場指揮本部への参加、放射線防護対策、資機材の整備等、消防訓練、消防業務に対する協力、定期協議等。
	1-3)協定がある場合、定めている事項以外に必要と思われる事項があれば具体的に記載してください。	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書に定めている事項の詳細な打ち合わせが必要。 	1-3)協定がある場合、定めている事項以外に必要と思われる事項があれば具体的に記載してください。	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
	1-4)協定がない場合、それに代わるものとしてどのようなものがあり、どのような事項が含まれているのか具体的に記載してください。	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所消防活動要領に基づき活動。 ・原子力防災計画を事業者の消防計画に搭載しており、協定モデルの内容を網羅している。 	1-4)協定がない場合、それに代わるものとしてどのようなものがあり、どのような事項が含まれているのか具体的に記載してください。	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関が作成した発電所災害等の事故対応マニュアルに沿って活動する。 ・消防計画や防火管理要領といった社内規定がある。
関 消 事 防 業 所 活 動 の 動 教 育 に					2-1)消防活動に係る各種の計画等の徹底にはどのような方策(教育など)を講じているのか具体的に記載してください。	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生を受けて、所員及び協力会社社員を対象とした火災現場見学会、防火講習会、消防訓練、各種防火パトロールを定期的に実施している。 ・消防計画において新入社員等に対する教育の実施及び各種訓練の実施を定めており、これらにより徹底を図っている。
火 災 事 例	3-1)火災等の事故に伴い消防隊が出動した案件がありますか。ある場合には、その事故対応時の事業者と消防機関の連携に関する問題点があれば記載して下さい。	出動あり 出動なし	9 4	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等による初期消火活動がなかった。 ・行政、警察、保安官事務所等がそれぞれ別に部署したため連絡体制が構築できないままそれぞれが孤立化した。 ・通報が数名を経由して加入電話で行われたことから、出火場所、状況等の詳細が不明(消防からの問い合わせにより判明)、現着時、責任者からの報告がなかったため、現場本部も設置されておらず、情報収集に時間を要した。 	3-1)火災等の事故に伴い消防隊が出動した案件がありますか。ある場合には、その事故対応時の事業者と消防機関の連携に関する問題点等あれば、具体的に記載して下さい。	出動あり 出動なし	13 3	<ul style="list-style-type: none"> ・発煙があつたにも関わらず、設備の不具合という認識があつたため、通報が遅れた(2時間遅れ) ・現場における状況説明や誘導等の役割が不明確。また自衛消防隊が現場に到着する時間が遅い。 ・休祝日及び夜間の初動体制が平日勤務時間中に比べ脆弱であった。

	消 防 機 関			原 子 力 事 業 者		
	質 問	回 答		質 問	回 答	
	3-2)問題点等の解決のためにどのような対応をしましたか。	-	-	3-2)問題点等の解決のためにどのような対応をしましたか。	-	-
			<ul style="list-style-type: none"> ・汚染と被ばくに関して、放射線管理要員を消防職員の勉強会に講師として招いた。また、双方の連絡窓口を明らかにして協議検討を重ねた。 ・改善のための通知書を交付し、後日、改善事項について書面で提出させた。 ・消防、事業者、県、市等が情報を共有するために「行政用現地情報共有室」を設置し、現場活動や情報の一本化を図る。 			<ul style="list-style-type: none"> ・平日・休日の昼間、夜間の対応フロー図を作成し明確化するとともに、消防機関との協定に基づく通報について通報者の通報項目を要領書に定め、訓練の中で習熟に努めている。 ・発電所に勤務する社員、作業員に対して、火災発見時(鎮火後も)の「初期通報ルート」カードを配布及び掲示することにより、119番通報並びに当社への通報ルールを徹底した。 ・自衛消防隊編成の見直し(要員招集方法、各班の業務の明確化、現地本部の設置等)及び事業所付近に初期対応用として自転車を配備した。
連携に向けた改善事項	4-1)現在までの消防活動の経験から、今後の円滑な連携に向けて改善の必要な事項があれば具体的に記載してください。	-	-	4-1)現在までの消防活動の経験から、今後の円滑な連携に向けて改善の必要な事項があれば具体的に記載してください。	-	-
			<ul style="list-style-type: none"> ・通報の遅れ:過去の原子力施設事故事例では、通報の遅れが指摘されていることから、事故発生から通報までの時間短縮を図るべきである。 ・役割分担:事業者の役割分担を消防隊が容易に判別できるように色識別を指導している。 ・改善:訓練や情報連絡会を通じて、出された問題について改善し、今後の消防活動に反映させていく必要がある。 ・通信手段:管理区域内へ入域した隊員との通信手段について検討する必要がある。 反復訓練:書面上の計画はすばらしいものが作れるが、それをいかに運用できるかが問題であり、反復訓練が重要である。さらに、マンネリ化した内容ではなく、実戦に即した訓練にする必要がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ・自社原子力発電所における火災事例を踏まえた具体的改善方策を随時実施する。 ・消防職員に対して、管理区域内や放射線に関する研修会及び現場見学会を実施して、相互の信頼関係を高めていく。

|

